

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。
別記様式第八号の注6を次のように改める。

6 この申請書には、里親申請者の経済状況が確認できる書類（前年の源泉徴収票、直近の年の状況を示す市町村民税の課税証明書の写し等）、居住する家屋の平面図、里親認定前研修を終了若しくは終了見込みであることを証する書類又はその写し及び健康状態が確認できる書類（1年以内に職場等で受けた検診結果の写し等）並びに里親申請者及びその同居人の履歴書及び児童福祉法第34条の19第1項各号に該当しないことを証する書類を添付すること。

別記様式第八号の注6中「親族里親希望者は、委託を希望する要保護児童が里親の三親等内の親族」や「親族里親に係る申請者は、養育を希望する要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）」及び「その同親」や「当該要保護児童の同親」となる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。